

(目的)

第1条 この規程は、学校法人宮城学院（以下「本学院」という。）の寄附行為第42条の規定に基づき、役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長及び常務理事をいい、次号に該当する教職員理事を除く。
- (3) 教職員理事とは、本学院の教職員（学長、校長を含む）として給与を支給している理事をいう。教職員が理事となったときは、教職員としての身分は継続し、理事在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 担当理事とは、理事会の運営に関する規程第4条に定める者をいう。
- (6) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 教職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。ただし、理事として特別の任務を委嘱された者については、役員としての報酬のみ支給することができる。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみ支給する。
- (4) 担当理事に対しては、担当理事手当を支給することができる。

(報酬額の算出方法)

第4条 常勤理事に対する報酬月額、別表第1のとおりとする。

- 2 教職員理事、非常勤理事及び監事に対する報酬の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 担当理事に対する手当の額は、別表第3のとおりとする。
- 4 新たに常勤理事又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 5 常勤理事若しくは監事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 6 常勤理事若しくは監事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与の算出方法)

第5条 常勤理事に対する賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 夏季賞与 報酬月額の2.15か月分
- (2) 年末賞与 報酬月額の2.15か月分

(退任慰労金の支給)

第6条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。
- 3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の算出方法)

第7条 退任慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤理事を退任した日のその者の報酬月額とする。

- 2 在任期間は、常勤理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 3 退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に、次の各号に掲げる在任期間とそれに応じた割合を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

- (1) 1年以上10年未満の期間については、1年につき100分の50
 (2) 10年以上の期間については、1年につき100分の100
 4 前項の規定にかかわらず、退任慰労金は、第1項に規定する基準報酬額に50を乗じて得た額を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤理事の報酬等及び監事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程、退職手当支給規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「期末手当」とあるのは「賞与」に、「退職手当」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読替えるものとする。

- 2 非常勤理事の報酬は、理事会の出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

(費用)

第9条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、2019年12月17日から施行する。
 2 この規程は、2022年12月13日から改正施行する。

別表第1 (常勤理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額993,950円
常務理事	月額783,830円

別表第2 (常勤理事以外の役員の報酬)

教職員理事	無報酬 (給与規程に則り教職員としての給与のみ支給)	
	理事として特別の任務を委嘱された者	
	理事長	別表第1に掲げる額の20%
	常務理事	別表第1に掲げる額の20%
	担当理事	別表第3に掲げる額
非常勤理事	理事会等会議への出席	月額3万円
監事 (非常勤)	監事監査、理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務	月額10万円

別表第3 (担当理事の手当)

担当理事	月額20万円以内で理事長の定めた額
------	-------------------